

# 平成 30 年度 事業計画

南山城村社会福祉協議会

## 1. 総 括

少子高齢化、過疎化の進行により、住民の課題は多様かつ混在化してきている中で、制度の狭間や自ら支援を求めることができない立場にある人々を排除せず、抱える問題を見逃さず、ともに地域の一員として助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて、社会福祉協議会はその中核を担う機関としての役割が期待されています。

本村は過疎地域自立促進特別措置法による過疎地に指定され、地域の維持が可能な人口、就労の場の確保、定住促進のための生活環境の整備など、村本体の自立が最優先課題となっています。当状況下において、高齢者等の健康づくりや福祉の向上、増進についても同法の促進方針として定められている中、社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、住民が主体的に地域課題を受け止め支え合える、我が事・丸ごとの支援体制の構築として、総合相談支援の強化、生活実態に即した生活支援活動の実施及び担い手確保、介護保険事業の適正運営に重点を置いて取り組んでいきたいと思えます。

今年度、介護保険制度は、高齢化が一層進行する 2025 年問題に向けての介護サービスの適正化を目的に介護報酬が改定されることになっています。自立支援と重度化防止のための質の高いサービス提供をはじめ、介護予防・日常生活支援総合事業の行政指定、そして当村の複雑多様な介護実情を踏まえ、要介護者のみならずご家族等にも着目し、部門を超えた横の連携、関係機関等との連携を強化し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

これら諸事業の実施にあたっては、経営ガバナンスや財務規律の強化が不可欠です。人口減少、介護報酬改定、補助金等の減少により運営はさらに厳しい状況が続きますが、地域から信頼される社会福祉法人としての責務を役職員ともに共有し、行政、関係機関や団体、住民の皆様からの御指導、御協力を仰ぎ、さらなる信頼性の向上と住民参加型福祉に努めてまいります。

## 2. 経営原則 （定款第 4 条）

- (1) 社会福祉事業の主たる担い手として、事業の確実性を高めるため、経営基盤の強化、事業の資質向上、経営の透明性の確保を図る
- (2) 住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題、生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする方に無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する。

### 3. 重点実施項目

- (1) 関係法令の遵守と適正な法人運営の確立
- (2) 総合相談窓口および支援機能の多様化
- (3) 日常のささえあい、たすけあいを育む小地域福祉活動の推進
- (4) 住民主体の地域福祉・ボランティア活動の拡充
- (5) 介護保険・障害者福祉事業の適正運営と在宅介護支援の充実

### 4. 具体的な事業項目

#### (1) 関係法令の遵守・適正な法人運営の確立

##### ①組織基盤

- ・役員会、評議員会、評議員選任・解任委員会の適正運営
- ・役員研修の実施
- ・専門部会の開催
- ・情報公開の徹底（現況報告書、財務諸表の公表）
- ・幹部職員経営会議の開催と運営改善計画の策定
- ・介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員資格取得の支援

##### ②財政規律

- ・一般、賛助会員の周知啓発、新規加入の促進
- ・ボランティア基金の適正預託管理
- ・行政補助金の要望活動
- ・民間福祉助成金、補助金の研究、積極的活用

##### ③利用者のプライバシー、人権保護

- ・プライバシーポリシー、個人情報保護の徹底
- ・職員の秘密情報の漏えい防止措置の徹底
- ・内部外部研修への積極的参加

#### ④人材育成、職場環境の改善

- ・全職員（非常勤含む）の健診実施、産業医の健診後の事後指導
- ・リフレッシュ事業の実施
- ・感染予防についての教育指導
- ・インフルエンザ予防接種の一部助成の実施
- ・全社協福利厚生センター加入料の全額負担

#### (2) 総合相談窓口及び支援機能の多様化

##### ①相談窓口の周知、解決のための連携

- ・各種相談の広報啓発、各種支援機関、団体等との連携
- ・心配ごと相談所（民生児童委員協議会委託）の啓発広報、利用促進
- ・山城南地区司法書士相談の啓発広報、利用促進
- ・ふれあいサロンや地域のつどい、抛り合い場等での開設
- ・見守りボランティアや福祉活動担い手との連携、ネットワークづくり

##### ②村民生児童委員協議会・村地域包括支援センターとの協働

- ・要援護者世帯の実態把握、個別支援体制の構築
- ・生活福祉資金貸付滞納世帯、生活困窮世帯の実態把握
- ・民生児童委員協議会定例会での情報共有

#### (3) 日常のささえあい、たすけあいを育む小地域福祉活動の推進

- ・ご近所声かけ運動の啓発
- ・支部長会議の運営、地域課題の把握、情報共有
- ・ふれあいサロン、要援護者のつどい、ネットワーク会の助成継続
- ・気軽に立ち寄れる居場所づくりの推進
- ・お達者通信の定期発行（活動の啓発、参加促進）
- ・買い物ツアーの推進

#### (4) 住民主体の地域福祉・ボランティア活動の拡充

- ・地域福祉活動担い手養成事業の実施  
(委託事業) 外出支援サービス、配食サービス  
住民参加型在宅福祉サービス「まごのてサービス」、協力会員  
高齢者いきがい支援人材バンクの創設
- ・住民参加型在宅福祉サービス(まごのてサービス)の利用啓発
- ・一人暮らし老人、高齢者世帯交流会の開催(民生児童委員協議会共催)
- ・福祉サービス利用援助事業の利用促進
- ・南山城村認知症カフェの推進、参加促進
- ・認知症サポーター養成講座(おとな、こども)の開催

#### ③ボランティア活動の推進に関する活動

- ・ボランティアバンク運営委員会活動の推進
- ・ボランティア登録票の見直し、活動相談と調整業務の推進
- ・ちょいボラ推進運動の広報啓発
- ・ボランティアコーディネーターの設置、人材育成
- ・ボランティア保険料の個人負担分の補助の継続
- ・活動機材、物品類の無料貸出
- ・ボランティア基金管理、ボランティア活動振興事業への運用益の活用

#### ④社会的な福祉教育の推進

- ・世代間交流、ボランティア体験の場の提供
- ・地域手話教室の開催とサークル活動の支援
- ・こども認知症サポーター養成講座の開催
- ・保育所、小中学校とのふれあい交流、介護職場体験の参加受入

#### ⑤広域連携事業

- ・山城南地区社協連絡協議会事務局の運営、広域事業の推進

(福祉サービス利用援助事業生活支援員研修会の開催)

- ・わかさみなぎる地域の支え愛協議会事業の推進

(ボランティア養成講座)

- ・介護サービス人材の連携雇用促進

⑥災害に強い地域づくりの推進

- ・村防災計画への参画、提言

- ・南山城村災害ボランティアセンターの運営

(平常時)

ふれあいサロンや地域福祉活動の意識啓発、役員研修の実施

(有 事) 災害ボランティア協定書に基づくセンター運営

(5) 介護保険・障害者福祉事業の適正運営と在宅介護支援の充実

- ・介護保険報酬改正への対応

- ・法令、運営体制、人員基準の遵守

- ・包括的事業運営(地域福祉、包括、ボランティアとの連携)

- ・職種別資格取得の推進と事業体制の強化

- ・介護職員処遇改善加算の新取得と具体的改善

- ・これからの介護事業検討チームの編成、研修、検討会の開催